

Tennis Garage TOKYO 2017 出 展 申 込 書

■日時：2017年2月9日(木) ■会場：東京都立産業貿易センター台東館

※本申込書をご記入の上、以下の事務局宛にメールまたはFAXにてお送り下さい

FAX：03-3802-9405

E-mail：yutaka@llc-sunplus.jp

※エクセルデータにご記入の上、添付にてお送り下さい

太枠内を全てご記入下さい。

↓以下の□に、チェックを入れて下さい。

裏面記載の「出展契約条項」について全て了承の上、下記の通り申込みます。

会社名	フリガナ			社判		
代表者	役職名		氏名	フリガナ		
本社所在地	〒					
	TEL			FAX		
	E-mail					
	URL					
展示担当者 連絡先 所在地	<input type="checkbox"/> ←上記と同じ場合はチェックを入れて下さい					
	〒					
	TEL			FAX		
	E-mail					
展示担当者	所属部署		氏名	フリガナ		
携帯TEL				携帯mail		
申込欄	ブース金額	通常ブース¥100,000(消費税込) / 1区画 <small>※ブース位置には限りがあり、ご希望に沿えない場合も御座います。 <small>※レンタル備品、その他により別途金額が発生する場合がございます。</small> </small>			申込区画数	区画
備考欄						

事務局記入欄	請求書発行日	お支払日	受付日	担当	申込受付番号

Tennis Garage TOKYO 2017 出展契約条項

2017年2月9日(木)に開催する Tennis Garage TOKYO (以下、本展示会) に際し、Tennis Garage TOKYO 実行委員会 (以下、実行委員会) と本展示会出展申込者 (以下、申込者) は、出展にあたり以下の契約条項を遵守し、契約を締結する。

第1条 (出展申込・契約)

- (1) 本出展申込書に基づく出展契約の成立時期は、本申込書を実行委員会が承認した時点で契約となる。
- (2) 出展申込書受領後、出展料金の請求書を発送。請求する出展料金を指定の期日までに納入しなければならない。出展申込書受領後、請求書を発送したにも関わらず、支払期日が経過しても請求書が届かなかった旨、何ら催促・問い合わせもない場合であっても、契約は成立しているため出展料金を上記指定通り実行委員会に支払うものとする。

第2条 (主催者による出展契約の解約と変更)

以下、各号のいずれかに該当する場合、何ら催促無く出展契約を解約・変更することができる。理由のいかんを問わず既納の出展料金および各種料金は返納する義務を負わないものとする。これにより生じる損害等についても実行委員会は責任を負わないものとする。

会期中、出展契約が解除された場合、一切の出店行為を中止し、指示に従い申込者の費用をもって出展スペースを現状回復し、実行委員会に返還しなければならない。

- ・本展示会の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
- ・公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
- ・他の出店社に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
- ・会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
- ・集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体であるものと認められる場合
- ・出展社申込書に虚偽の記載をしていた場合
- ・出展社申込書の記載事項に変更が生じ、実行委員会の承諾を得られない場合
- ・展示会場にて知的財産権を侵害する展示物 (模倣品) の展示があるものと認められる場合 (なお、展示会場にて展示がない場合であっても、知的財産権を侵害する物品の輸入・販売等の実施をしていると認められる場合についても同様)
- ・本契約条項および別途定める「出展社マニュアル」に反した場合、または実行委員会の指示に従わない場合
- ・期日までに所定の金融機関への出展料金の振込が確認されない場合
- ・食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められる場合
- ・その他、本展示会の管理、運営上支障があるものと認められる場合

第3条 (展示会開催の変更および中止)

- (1) 天候その他不可抗力等、実行委員会の責めに帰しえない原因によって、会期を変更または開催を中止する場合がある。
- (2) 前項により会期が変更された場合、これにより生じる損害等について実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 開催が中止された場合、実行委員会は出展契約を解約することができる。これにより生じる損害等について責任は一切負わないものとする。

第4条 (出展物)

- (1) 事前に実行委員会に承諾を得た物のみを展示できるものとする。
- (2) 前項に違反するものを出展した場合、その出展物を即時撤去する指示をする。指示を受けた場合は、当該出展物を即時撤去しなければならない。その場合にかかる費用は申込者が負担するものとする。
- (3) 指示に従わない場合、実行委員会の判断により当該出展物の撤去の他、適当と考える措置を取る。その場合にかかる費用を実行委員会は申込者に請求できるものとする。申込者は一切の請求・異議申し立て等ではないものとする。

第5条 (装飾施工)

- (1) 出展スペース内の装飾施工は、申込者自らの責任と費用において行わなければならない。また、別途定める「出展社マニュアル」の装飾規定を遵守しなければならない。
- (2) 前項に違反する装飾施工をした場合、その装飾等の即時改修を求める指示をする。指示を受けた場合、当該装飾物を即時改修しなければならない。その場合にかかる費用については申込者の負担となる。

第6条 (原状回復)

- (1) 申込者は本展示会の会期終了後、ただちに自らの責任を持って出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、別途「出展社マニュアル」に定める時期までに出展スペースを原状回復し返還しなければならない。
- (2) 前項の原状回復をしなかったときは、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件の所有権を放棄したものとみなし、これを任意に処分し、原状回復をすることができる。その場合にかかる費用は申込者の負担となり、これに対して一切の請求、異議の申し立て等はできないものとする。

第7条 (禁止事項)

申込者は以下の行為をすることができないものとする。禁止された行為が確認された場合、直ちに行為の中止を求め、中止命令に従わない場合は展示の中止、装飾の撤去を行う。実行委員会はこれにより生じる費用を申込者に請求することができる。

- (1) 出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に担保として提供し、譲渡もしくは貸与、または出展社相互間で交換すること。
- (2) 会場の建物および敷地内において、出展スペース以外で、出展物の展示や装飾施工もしくはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、事前に承諾した場所については、この限りではない。
- (3) 他の出展社や来場者ならびに実行委員会に迷惑となる行為を行うこと。
- (4) 出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
- (5) 展示会場にて知的財産権を侵害する展示物 (模倣品) の展示・販売を行うこと。
- (6) 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められること。
- (7) 本契約条項、「出展社マニュアル」において禁止された行為を行うこと。

第8条 (規定の遵守)

本契約条項および「出展社マニュアル」が定める規定を遵守しなければならないものとする。実行委員会からやむを得ない事情により、諸規定を変更することがあるが、変更後の新規定等を遵守しなければならないものとする。

第9条 (遅延損害金)

- (1) 本契約条項に別途定める場合を除き、本契約条項上の債務の履行を遅延した場合には、当該債務を履行すべき日 (同日を含む) から当該履行を遅延した債務 (以下、本条において「履行遅延債務」という) の全てを履行した日 (同日を含む) までの期間につき、履行遅延の金額に、年率14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、直ちに支払う。
- (2) 前項の遅延損害金の算出方法は、両端及び1年を365日とした日割り計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

第10条 (その他)

本出展契約条項に定めのない事項については、別途定める「出展社マニュアル」等の規定によるものとする。その他の定めのない事項については実行委員会の判断によるものとする。